

株式交換に関する事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2025 年 10 月 20 日

株式会社プラコー

2025 年 10 月 20 日

株式交換に係る事後開示事項

さいたま市岩槻区笹久保新田 5 5 0

会 社 名 株式会社 プラコー

代表者名 代表取締役社長 古野 孝志

東京都港区新橋 6-4-3 ル・グラシエル
BLDG. 7 3F

株式会社 PBB

代表取締役社長 山下 保美

株式会社プラコー（以下「プラコー」といいます。）及び株式会社 PBB（以下「PBB 社」といいます。）は、2025 年 9 月 29 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 10 月 20 日を効力発生日として、プラコーを株式交換完全親会社、PBB 社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2025 年 10 月 20 日

2. PBB 社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）会社法第 784 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

PBB 社に対して会社法第 784 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

（2）会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

PBB 社は、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2025 年 9 月 29 日付で同社の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社たるプラコーの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った PBB 社の株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. プラコーにおける会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

プラコーに対して会社法第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

プラコーは、会社法第 796 条第 2 項の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行ったため、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換によりプラコーに移転した PBB 社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりプラコーに移転した PBB の株式の数は、4,000 株です。

5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) プラコーは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したプラコーの株主はいませんでした。

(2) PBB 社は、会社法第 783 条第 1 項の規定により 2025 年 9 月 29 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) プラコーは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の PBB 社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、PBB 社普通株式 1 株に対し、当社の普通株式 60,483 株を割当て交付いたしました。当社は本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式 241,932 株を発行いたしました。

(4) 本株式交換に伴うプラコーの資本金及び準備金の額は以下の通りとなります。

①資本金：29,999,568 円

②資本準備金：29,999,568 円

以上